

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成29年11月21日

北陸地方整備局長 小俣 篤

1. 業務概要

- (1) 業務名 平成29年度北陸「道の駅」の情報発信等に関する企画業務
- (2) 業務内容 北陸地方整備局管内の「道の駅」は、現在、80駅が登録されている。平成5年の制度発足から約25年が経過した「道の駅」は、地方創生の核となり、地域の観光拠点や生活・福祉サービスとして機能している「道の駅」もある。一方、「道の駅」の3つの機能の一つである「情報発信」が、不十分な「道の駅」も散見されるようになってきた。
本業務では、管内の「道の駅」における情報発信の現状を整理し、現在、進めている無料公衆無線LANによる情報発信機能の導入に向け、強化・普及するための資料をとりまとめるものである。また、各「道の駅」の連携の取り組み事例を会議等において共有し、今後の「道の駅」同士の連携促進、「道の駅」のさらなる活性化を図るため、取り組み事例のとりまとめを行うものである。
- (3) 履行期限 平成30年3月20日

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「調査・研究」のC等級に格付けされた、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
- (4) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 企画提案書等を提出する者は、下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降公示日までに元請けとして受注し完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務： 国・都道府県・政令市が発注した「道の駅」に関する企画または調査・計画業務

類似業務： 国・都道府県・政令市が発注した「道の駅」に関する業務

(7) 本件を実施するにあたり、全体を管理する管理担当者を1名置くものとし、当該管理担当者については変更しないものとする。ただし、特別な事情により変更がある場合に、担当職員等の承認があった場合はこの限りではない。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

国土交通省北陸地方整備局 総務部契約課購買係

電話 025-280-8880 (代) FAX 025-280-8823

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間： 平成29年11月21日（火）から平成29年12月11日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

交付場所： 3. (1)に同じ

交付方法： 交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD-R等を同封し、上記へ郵送すること。CD-R等に複製したものを折り返し郵送する。（窓口交付は行わない。）

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限： 平成29年12月11日（月）17時00分

提出場所： 3. (1)に同じ

提出方法： 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

(4) 企画提案に関するヒアリング

以下のとおりヒアリングを実施する。

①実施場所： 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

国土交通省北陸地方整備局 道路部

②実施日： 平成29年12月13日（水）又は平成29年12月14日（木）

③実施時間： 別途通知する。

④出席者： 配置予定担当者（予定管理担当者）

4. 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 企画提案書の提出者の経験及び能力

(2) 予定管理担当者の経験・能力

- (3) 実施方針
- (4) 評価テーマに対する企画提案

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の配置予定管理担当者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- (7) 特定されなかった企画提案書は、必要に応じ返却する。ただし返却を希望する提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (8) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (9) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (10) 詳細は説明書による。

－ 以上 －